多摩地域福祉有償運送運営協議会

運営協議会

(平成30年度 第1回)

会 議 録

		五 一
会	議名	平成30年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回運営協議会
	時	平成30年8月21日(火) 午後1時30分~2時15分
場	所	東京自治会館 大会議室
	委員	菅谷・矢島・紺野・島津・小池(町田委員代理)・秋山(正)(石井委員代理)・大和田・小野寺(柳瀬委員代理)・石橋・田口・柳瀬・小峯(鈴木委員代理)・野村・武藤
席者	説明者	特定非営利活動法人 ゆう (更新) 特定非営利活動法人 地域福祉ネット・結 (変更) 八王子保健生活協同組合 (更新) 特定非営利活動法人 福祉サービスハウスゆう (変更)
	事務局	狛江市·東大和市
欠席委員		秋山•藤井
議	段	 開会 議題 (1)第1回特別幹事会での審議に関する報告について (2)運営協議会に協議申請された事項の審査について その他 (1)登録団体のヒヤリ・ハット事例等について (2)「運営協議会に関する国土交通省としての考え方」(平成30年3月30日付国自旅332号)の一部改正について (3)総合事業等を活用した移動・外出支援について (4)その他
公開・非公開の別		公開
非公開の理由		
傍 聴 人 の 数 10名		1 0名
配付資料		事前配付資料 平成30年度第1回特別幹事会協議予定団体一覧福祉有償運送更新登録申請団体要件確認表(2団体2件)自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書(2団体2件)多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 机上配付資料
		• 資料 1 多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿

- 資料2 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿
- 資料3 多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表
- ・資料4 特別幹事会審査事項の報告について
- ・資料5 登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表
- ・資料6-1 運営協議会に関する国土交通省としての考え方
- ・資料6-2 「運営協議会に関する国土交通省としての考え方」(国自 旅332号平成30年3月30日一部改正)における「運 営協議会における検討プロセス」の考え方について
- 資料6-3 検討プロセスのガイドライン化イメージ図
- ・資料7 総合事業de移動・外出支援(平成30年3月付けNPO法人 全国移動サービスネットワーク作成リーフレット)

平成30年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会

平成30年8月21日

【運営協議会事務局】 開会

委員自己紹介

会議の成立報告

副会長の指名

【会長】 それでは、改めまして、会長でございます。本日は4団体の審査をいたします。

早速ですが、資料の確認、会議運営上の確認事項について、事務局よりお願いいたします。

【運営協議会事務局】 事務局より配付資料についてご説明をいたします。

委員の皆様に先日お送りしました資料は、審査団体一覧表、各団体の要件確認表及び多 摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱でございます。

次に、本日、お手元にお配りしておりますのは、第1回運営協議会次第と席次表、資料1、多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿、資料2、特別幹事会委員名簿、資料3、79条登録団体一覧表、資料4、特別幹事会審査事項の報告について、資料5、登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表、資料6-1、運営協議会に関する国土交通省としての考え方、資料6-2、運営協議会における検討プロセスに関する東京ハイヤー・タクシー協会の考え方について、資料6-3、検討プロセスのガイドライン化イメージ図、資料7、NPO法人全国移動サービスネットワークが作成いたしておりますリーフレット、本日の配付資料は以上でございます。不足等がございましたら事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

続きまして、会議を開催するに当たり、会議運営上の確認事項についてご報告いたします。設置要綱第11条の規定により、運営協議会は原則公開となっており、公開用の会議録を作成いたしますので、発言を録音いたします。発言される方は、氏名を述べてからお話しくださいますようお願いいたします。なお、公開用の会議録は、発言者の名前を、会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。個人の氏名は表示いたしません。

傍聴の方にご連絡いたします。傍聴される方には、録音、撮影はご遠慮いただいており

ます。また、公開することにより協議の妨げとなると会長が判断した場合は、非公開とすることができる規定となってございます。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、3番の(2)の第1回特別幹事会の審議に関する報告について、特別幹事会 事務局からお願いいたします。

【委員】 それでは、特別幹事会の会長をしております東大和市でございます。私のほうから、若干全体像のお話をさせていただきます。

今回、第1回運営協議会に先立ちまして、去る7月3日に第1回特別幹事会を開催いた しましたので、その内容をご報告申し上げます。

7月3日に開催いたしました第1回特別幹事会では、更新登録申請2団体、変更協議2 団体、計4団体について審査をいたしました。結果の詳細につきましては、後ほど特別幹事会事務局よりご説明をさせていただきますが、更新登録申請2団体及び更新協議の2団体につきましては、特段ご意見や質疑等なく、了承ということになってございます。個々の内容につきましては、特別幹事会事務局よりご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

課長からお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 それでは、特別幹事会事務局の東大和市から内容をご報告申し上げます。

お手元にございます資料4の裏面をごらんいただきたいと思います。こちら、先日の特別幹事会での申請団体等が記載されている資料となっております。

まず、No.1、東久留米市所管の特定非営利活動法人ゆうでございます。運転者数、損害保険に変更がございます。

No. 2は、同じく東久留米市所管の特定非営利活動法人地域福祉ネット・結でございます。対価について変更協議となります。

No.3は、八王子市所管の八王子市保健生活協同組合でございます。使用車両の変更は、 平成30年6月15日に届出済みでございます。また、運転者数、運行管理責任者数、会 員数に変更がございます。

No. 4は、同じく八王子市所管の特定非営利活動法人福祉サービスハウスゆうでございます。対価について変更協議となります。

特別幹事会での審査結果に関する報告につきましては以上でございます。ご協議のほど よろしくお願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次第の3番の(3)、協議申請された事項の審査に入りたいと思います。

本日は更新登録2団体、変更申請2団体となります。事務局より一括協議する方法が提案されております。一括協議の方法は、特別幹事会でも行った方法でございます。特別幹事会の指摘事項をしっかり審査していただく上で、会議の効率化のためにグループごとの一括協議の方法で進めていくことでよろしいでしょうか。

それでは、まず、協議予定団体一覧No. 1のNPO法人ゆうからNo. 4のNPO法人福祉サービスハウスゆうまでの4団体の審査を一括して行います。

それでは、所管の東久留米市から順に補足説明がありましたらお願いいたします。

【東久留米市】 東久留米市です。よろしくお願いいたします。

まず、東久留米市の需給状況についてご説明いたします。東久留米市は、本年4月1日時点で人口は11万6,869人となっております。タクシーにつきましては3社運行しており、計99台保有しております。ユニバーサルデザインタクシーにつきましては2社11台、福祉タクシーにつきましては、1社1台、介護タクシーにつきましては7社12台、福祉有償運送団体が5団体、計14台保有しております。

介護保険、要介護認定者につきましては、本年4月末時点で4,079人、要支援認定者につきましては1,654人おります。また、障害の認定者ですが、本年4月1日時点で身体障害者手帳をお持ちの方が3,382人、愛の手帳をお持ちの方が886人、精神障害者福祉手帳をお持ちの方が935人おられます。

では、No.1、特定非営利活動法人ゆうからご説明いたします。こちらは、更新登録になります。前回からの変更点は、運転者数が3名から7名に増えております。また、損害保険につきましても、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から東京海上日動火災保険株式会社に変更となっております。

本年6月26日に法人事務所を訪問いたしまして、運営記録等の書類を確認させていただきました。使用車両につきましても確認いたしまして、適正に管理、運営がされています状況をご報告させていただきます。なお、高齢者のドライバーは現在おりません。

続きまして、No. 2、特定非営利活動法人地域福祉ネット・結でございます。こちらにつきましては、対価変更でございます。運送の対価の変更申請につきましては、団体の運

営状況が厳しいという理由でございます。内容について確認しましたところ、変更について妥当であると認められます。

高齢者ドライバーにつきましては、健康診断を受け、治療の必要がある場合は適切に治療を受けている。東京ハンディキャブ連絡会などの運転インストラクターの同乗による運転技術の評価を受けている。この2点をクリアすることによりまして、1年ごとの更新をすることになっております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、次に八王子市の方、補足説明をお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、八王子市の概況についてご説明させていただきます。本年5月末時点での人口は、56万3,377人でございます。介護認定を受けている方につきましては、本年2月末時点で、要介護が1万8,787人、要支援が8,259人となっております。

また、障害者手帳の所持者でございますが、本年の4月1日現在で、身体障害者手帳の方が1万5,483人、愛の手帳が4,323人、精神障害者手帳の方が5,087人となっております。一方、市内のタクシー及び福祉有償運送の運行状況でございますけれども、現在、市内には11社のタクシー事業者がございまして、446台が運行しております。また、ユニバーサルデザインタクシーについては8社30台、福祉タクシーについては1社1台、介護タクシーについては48社で64台となっております。また、市内を運行する福祉有償運送登録団体につきましては12団体38台を保有している状況でございます。

続きまして、今回の更新団体についてご説明させていただきます。No.3の八王子市保健生活協同組合の更新協議でございます。前回からの変更点につきましては、先ほどの事務局からの説明のとおりでございます。本年5月16日に保健生活協同組合の事務所にて運行記録簿等の書類の確認をいたしました。使用車両についても確認をさせていただき、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきたいと思います。

また、変更協議のほうでございます。No. 4のNPO法人福祉サービスハウスゆうの変更協議でございます。こちらにつきましては、運送の対価以外の対価ということで、迎車回送料金が1回300円であったものを、1回350円に変更を希望しております。

変更理由でございますが、人件費やガソリン代等の上昇により、現在の対価での運営が 採算上厳しくなってきたことから対価を上げるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様のご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

委員代理、何かもしよろしければ。特にありませんか。

【委員代理】 はい。

【会長】 タクシー側の委員の方は。

【委員代理】 特別にありません。

【会長】 それでは、No.1のNPO法人ゆうからNo.4のNPO法人福祉サービス ハウスゆうまでの4団体について、協議会と特別幹事会の結論を了承するということでよ ろしくお願いいたします。

それでは、これにて団体の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。団体、所管自治体の方はお帰りいただいても傍聴されていても構いません。

(団体退場)

【会長】 それでは、続きまして、次第の4の(1)登録団体のヒヤリ・ハットの事例 について、事務局よりお願いいたします。

【運営協議会事務局】 事務局よりご報告いたします。お手元の資料 5、登録団体におけるヒヤリ・ハット等事例一覧表をごらんください。こちらは、平成 2 9 年度の第 1 回特別幹事会において、委員より運営協議会にご提案いただきました事項となります。各登録団体よりヒヤリ・ハット事例等を募り、情報共有することで事業運営に生かしていくというものになります。

ご提案を受けまして、運営協議会事務局より、各構成市町村に対して、平成30年4月2日付で調査を依頼し、各登録団体の移送サービス中のヒヤリ・ハット事例と移送サービス中にあった軽微な事故の事例について、団体ごとに取りまとめたものとなります。

各団体の具体的な事例については、資料5でご確認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上になります。

【会長】 委員の皆様のご意見、ご質問等ありますでしょうか。

タクシー、ハイヤー側の委員の方、いかがですか。何かお気づきの点とか。

【委員代理】 特段ありません。

【会長】 労働組合の方もよろしいでしょうか。事業者、NPOの側の方は。

【委員】 小平市でございます。この事例の一覧表は、運行事業者というのですか、団

体のほうには情報の共有というのはされるんでしょうか。

【会長】 事務局よりお答え願えますでしょうか。

【運営協議会事務局】 今ご意見いただきましたので、各団体のほうにフィードバック したいと思います。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかにはありませんでしょうか。

それでは続きまして、次第4の(2)運営協議会に関する国土交通省の考え方、一部改正についてご説明等お願いいたします。

【委員代理】 東京運輸支局でございます。私から、今お話しいただきました、運営協議会に関する国土交通省としての考え方の改正についてということでお話をさせていただきたいと思います。

資料6-1をごらんいただければと思います。資料6-1は運営協議会に関する国土交通省としての考え方についてということで、右上のほうに一部改正ということで、平成30年3月30日に改正がされております。この運営協議会に関する国土交通省としての考え方というのが運営協議会を運営して行く上でのガイドラインをお示ししたものということで、後ろのほうには要綱のモデルなども示されているものになります。

この国土交通省としての考え方というものの中で、関係者の合意の方法の1つとして、新たな検討プロセスというものが加われましたので、そのお話をさせていただきたいと思うんですけれども、自家用有償運送を導入する場合は、この運営協議会という中で、関係者の合意というものが必要になりますけれども、従来から合意形成の手順が有償運送導入のハードルになっているという指摘があったということで、今回の改正はその合意形成、手順が有償運送導入のハードルになっている状態を解消するということが1つの目的となっております。

具体的にどういった検討プロセスかということで、図を使って簡単にお話ししたいと思うんですけれども、横の資料6-3を見ていただければと思います。例えば自家用有償旅客運送を新たに導入したいといった場合に、その下、①の交通事業者(バス・タクシー)の事業者さんに対して、地域の移動ニーズに対応した交通の導入にいて提案を求めると。これは最長2カ月間の期間の間に求めていただくと。

右側のほう、具体的な提案がなかった場合なんですけれども、提案がなかった場合は交 通事業者によることが困難であるということについて協議が調ったというふうにみなしま すと。その後で自家用有償運送の活用について検討していくという流れになります。

最初の、今の①の導入について提案を求めて、具体的な提案があった場合なんですけれども、提案について協議をしていただくと。それは最長4カ月ということで期限を区切りまして、その協議内容について合意がなされれば、交通事業者による地域交通の確保ということで、新たな交通システムを行っていただくと。

もし合意に至らなかったということになった場合は、先ほどの具体的な提案がなかった場合と同じように、交通事業者によることが困難だということで協議が調ったものとみなすことになります。その後で、やはり自家用有償運送の活用について検討していると。こういった流れになります。

これは検討の手順の1つとしてお示ししたものということになりますので、もし活用する場合は、協議会の設置要綱に盛り込んでいただいて、円滑な合意を行うということのために活用していただくことができるんですけれども、有償運送の導入を円滑に行われている地域については、そこまで手を加えたりという意図でこの改正が行われたということではございませんので、必要に応じた従来の方法によって協議をしていただくということも可能となっておりますので、協議会として活用するのかどうかというのは協議会の判断になりますので、今後必要に応じて活用について検討していただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上とさせていただきます。

【会長】 ありがとうございます。

あともう1つ、事務局のほうから、東京ハイヤー・タクシー協会ケア輸送委員会から資料6-2が出ておりますけれども、先ほど運輸支局の方が言われたように、この資料6-2の箱の中の、検討プロセスの考え方については、本通達の発出された背景として、協議が進まない一部の地域において「検討プロセス」を示すことにより円滑に協議を進めていただくことを目的に示されたものと認識しており、また、通達の中には「運営協議会の運用の参考にされたい」との表現もされていることから、協会としても、「現行の設置要綱等の中で問題なく運営されている状況においては、本検討プロセスに依るものではない。」ものと認識しておりますというふうに書いてあります。ここにいらっしゃる先生方、委員の先生方の今までの多年にわたるご協力により、運営協議会あるいは特別幹事会ともスムーズに運営されてきましたもので、これまでどおりの運営ということでお願いしたく思います。

ということで、これについて何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

特になければ次に進めたいと思っております。4の(3)総合事業移動・外出支援。

これは実は、NPO法人全国移動サービスネットワークというところから出されたものなんですが、ここにいらっしゃる行政の方々は今、第7期介護保険事業計画を具体的に進められて、特に総合事業における、これで関係するのは移動支援、訪問デイ等々なんですけれども、この冊子を1枚開いていただきますと、住民主体の移動・外出支援創設プロセスというものがステップ1からステップ7までありまして、ご参考にしていただければと思います。

あと4ページ以降は、プラン1、マイカーでのサロン送迎、プラン2、乗り合ってサロンに送迎等々、6つの取り組みプランが示されておりまして、最後の10ページ、11ページは、ここにいらっしゃる委員の先生方におかれては釈迦に説法になってしまいますけれども、早わかり総合事業編と道路運送法編とありまして、最後に国交省検討会委員をやられた東大の先生のお顔写真と、八王子市のホープである今、医療経済研究機構にいる次長の顔写真が貼っております。

ということで簡単にご説明させていただきましたけれども、これはよろしいでしょうか。 何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

それでは、次第の4の(4)その他連絡事項についてお願いいたします。

【運営協議会事務局】 事務局よりご連絡いたします。今後の特別幹事会及び運営協議会でございますが、平成31年9月までに更新登録の期限が到来する団体はございません。今後、新規登録申請団体がない場合には、今年度の特別幹事会及び運営協議会の開催は本日が最後となります。委員の皆様には、お忙しい中ご協力を賜り、まことにありがとうございました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、新規登録申請団体等がございましたら、事務局より改めてご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

【会長】 ありがとうございました。

委員の皆様方、特にご質問等ありませんでしょうか。

本日の議題は40分余りで全て終了いたしました。これで第1回の運営協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。